

災害時の特別措置の詳細

被災された電気の使用者の供給地点または被災された発電者の受電地点に対する特別措置の詳細は以下のとおりです。

1. 接続送電サービス料金等の料金算定日※の延期

接続送電サービス料金等における災害発生月から 3 か月間の料金計算分の料金算定日※を各々1 か月間延期する。

※離島等供給または最終保障供給は電気料金の支払期日を延期

2. 不使用日の接続送電サービス料金等の免除

災害発生月から 6 か月末日に限り、被災時から引き続き全く電気を使用しなかった日数×4%を接続送電サービス料金等の基本料金から免除する。

3. 使用不能設備に相当する接続送電サービス料金等の一部免除

電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となった場合、災害発生月から 6 か月末日までの間、その使用不能設備に相当する接続送電サービス料金等の基本料金を免除する。

4. 工事費負担金の免除

災害発生月から 6 か月末日までの間、家屋再建のための工事費負担金を免除する。

5. 臨時工事費の免除

災害発生月から 6 か月末日までの間、臨時に電気を使用される場合には、臨時工事費を免除する。

6. 諸工料の免除

災害発生月から 6 か月末日までの間、引込線、計量器等の取付位置変更を行う場合、それに伴う諸工料を免除する。

7. 系統連系受電サービス料金の支払期日の延期

系統連系受電サービス料金における災害発生月から 3 か月間の料金計算分の支払期日を各々1 か月間延期する。

8. 発電・放電しない日の系統連系受電サービス料金の免除

災害発生月から 6 か月末日に限り、被災時から引き続き全く発電または放電しなかった日数×4%を系統連系受電サービス料金の基本料金から免除する。

9. 運転不能設備に相当する系統連系受電サービス料金の一部免除

発電設備等が災害のため復旧まで一時運転不能となった場合、災害発生月から 6 か月末日までの間、その運転不能設備に相当する系統連系受電サービス料金の基本料金を免除する。